

一般社団法人日本看護系大学協議会 APN グランドデザイン委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款施行細則第7条と第9条に基づき、APN グランドデザイン委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第1条 APN グランドデザイン委員会は、日本における高度実践看護師(Advanced Practice Nurse; APN)の早急な普及啓発を目指して、現在の高度実践看護師（以下、APN という）の実情を踏まえ、APNの資格制度、教育、役割・機能と裁量の拡大等についてグランドデザインを作成することを目的とする。

（APNの定義）

第2条 APNとは、看護系大学院の教育を受け、個人、家族および集団に対して、ケア（Care）とキュア（Cure）の統合による高度な知識と技術を駆使して、健康の増進、疾病の予防および治療・療養過程の全般を管理・実践できる者をいう。

（審議事項）

第3条 委員会の審議事項は次の通りとする。

- （1）APNの教育課程に関すること
- （2）APNの専門分野のあり方に関すること
- （3）APNの資格認定に関すること
- （4）APNに係る関係機関との調整に関すること
- （5）その他 APNのグランドデザイン策定に関して必要な事項

（委員会の構成）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- （1）委員長（1名）
 - （2）大学でAPN教育に携わっている者
 - （3）委員長が指名した者
- 2 委員会の委員は、理事会の承認を得る。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（本規程の改正）

第5条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 本規程は、2017年11月17日から施行する。